

## 「暦年贈与と生命保険」

そもそも贈与とはどのような行為でしょうか？

日本の法律では贈与を受けた方（もらった方）に税金がかかるシステムとなっていますが、アメリカなど贈与した方（あげた方）に税金がかかるケースもありその関係をしっかり認識しておく必要があります。その中でも基礎控除枠（現行110万円）を活用した暦年贈与を利用する場合は、以下のことをきちんと整備しておく必要があります。

1. 贈与契約書を贈与の都度作成する。
2. 贈与税の申告をする。 \*基礎控除以下の贈与は不用。
3. 原則受贈者がそのもらった財産を管理する。

\* 贈与者があげた財産を管理していると贈与にならない。

e x. おじいさんが孫の名義で生命保険契約を行い、保険料はおじいさんが負担し、保険証券等をおじいさんが管理していた契約があり、契約満了前に死亡した場合、その生命保険契約はおじいさんの財産として相続税が課税される。（解約返戻金等がある場合）

ただ、お年寄りの気持ちもよく分かりますので、上記のルールをしっかりと理解した上で、生命保険契約・住宅ローンの負担・預金の移行等をお考え下さい。